平成２９年（フ）第４４５号
千葉県柏市光ケ丘団地４番10―301号
破産者　村井　克己
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４４７号
千葉県流山市松ケ丘３丁目301番地の１　南柏堀ハイツ402
破産者　福村　健司
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１７２０号
東京都足立区新田３丁目36―３―505、開始決定時の住所埼玉県川口市元郷２丁目１―１―110
破産者　西野　雅浩
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７２１号
東京都足立区新田３丁目36―３―505、開始決定時の住所埼玉県川口市元郷２丁目１―１―110
破産者　西野　恵子
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２７号
長野県安曇野市穂高4951番地
破産者　株式会社富士ブロックセンター
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第３４２号
静岡県榛原郡川根本町千頭1007番地の１
破産者　有限会社ウィズコーポレーション
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２８１号
大阪市北区中崎西３丁目２番７号
破産者　株式会社９ｐｏｒｔｅ
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５９４号
大阪府柏原市法善寺３丁目836番地３
破産者　株式会社佐藤工業
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６１３号
堺市美原区青南台１丁目９番26号
破産者　株式会社麓機械
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３３３号
神戸市中央区元町通３丁目17番８号　ＴＯＷＡ神戸元町ビル502号
破産者　株式会社ケイズラインサービス
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第７３４号
広島市中区白島中町14番８号
破産者　株式会社ひろしま湘南ハウジング
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７５号
愛媛県松山市東垣生町281番地３
破産者　株式会社ファースト愛媛
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９４号
東京都日野市南平５丁目30番地の１向川原団地８号棟202号室、住民票上の住所石川県金沢市八日市２丁目442番地
破産者　岡嶋　精治
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４１１号
横浜市神奈川区子安通２丁目215番
破産者　株式会社オーピーエス
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５０６号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸７丁目４番23号
破産者　有限会社コンフィデンスインターナショナル
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６号
静岡県賀茂郡河津町田中86番地の19
破産者　有限会社健康ライフサポート
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第６６号
神戸市西区平野町西戸田213番地
破産者　株式会社アグリトラスト
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第５５７号
広島市安芸区船越２丁目45番22号
破産者　花田産業有限会社
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１７０号
札幌市北区屯田５条７丁目９番12号
破産者　前田　昌寛
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第６２号
盛岡市上堂２丁目３番50号　スターハイツ北斗202号、開始決定時の住所岩手県滝沢市大石渡35番地46
破産者　樋口　幸子
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部